かまくら住宅ニュース臨時発行②

令和2年度も 受付を行います

令和2年(2020年)3月

神奈川県被災住宅耐震性向上事業②についてお知らせします

令和元年台風第 15 号又は第 19 号により自宅の屋根等に被害を受け、耐震性の向上等に資する補修工事を実施した場合、神奈川県から補修費用の一部が支援されます。その申請期間が、令和 2 年(2020 年) 12 月 28 日まで延長されました。

【補助対象者等】

申請者は以下のすべての条件を満たす必要があります。

- ○半壊又は一部損壊のり災証明書が交付された住宅の所有者又は管理権限を有するもの
- 〇上記の住宅に自身が日常的に住んでいるもの
- ○自らの資力のみでは住宅の補修を行うことができないもの

【補助対象工事】

補助対象となる工事は以下のすべての条件を満たす必要があります。

- 〇令和元年(2019年) 9月9日以降に着手し、<u>令和2年(2020年) 12月 15日</u>までに完了する工事
- 〇損傷した屋根又は外壁、柱、土台、基礎等構造耐力上主要な部分について耐震性の向上 等に資する補修した工事
- ○補修工事に要する費用が10万円以上(税込)である工事

【補助額】

補助対象工事費の20%以内(上限は30万円(税込))

【申請方法】

- 必要な書類を揃えて、鎌倉市住宅課(鎌倉市役所本庁舎4階)に提出してください。
- ※申請期間は令和2年(2020年)4月1日(水)から12月28日(月)までです。。
- ※郵送及びメールによる申請は受付できません。
- ※県様式は、県ホームページからダウンロードできます。

http://www.pref.kanagawa.jp/docs/zm4/saigai/taishinseikoujou.html#shorui



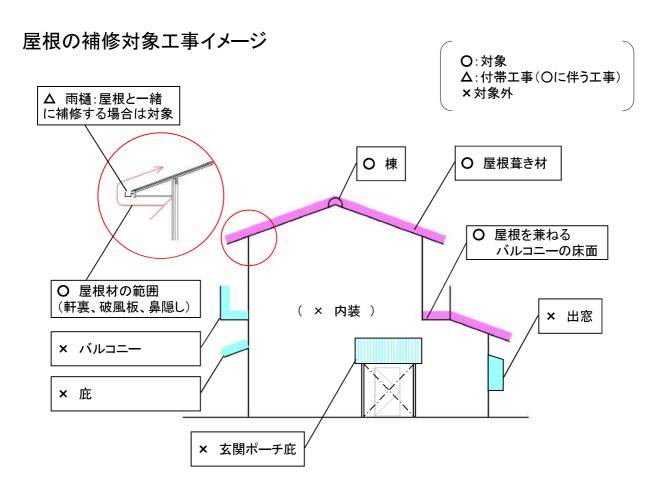
□○補助金交付申請書(県様式)	□6	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅
□1 資力に係る申出書(県様式)		の登録に係る事前相談結果報告書の
□2 被災状況がわかるカラ一写真		写し(賃貸住宅の場合のみ)
□3-1 補修工事実施計画書(県様式)	□7	その他1~5を補完する書類
□3-2 内訳がわかる工事見積書の写し	□8	実績報告書(県様式)
□4 り災証明書の写し	□9	補修内容がわかるカラ一写真
□5 耐震性の向上に資する補修確認書(県様式)	□10	工事の領収書の写し

※上記8~10の書類は、申請時に補修工事が完了している場合は申請書と同時に、完了していない場合は補修完了後に、提出が必要になります。

お問い合わせは 鎌倉市 都市整備部 住宅課(申請窓口)

Ⅰ 0467-23-3000 (内線2554)神奈川県 県土整備局 建築住宅部 住宅計画課(制度全般)

Tel 045-210-6539



外壁等の補修対象工事イメージ

